

議案第 8 号

つくばみらい市介護保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市介護保険条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定中「令和 6 年度」の次に「から令和 8 年度まで」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

20 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得をいう。以下同じ。）が含まれている者（同年中の給与等（同項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満である者に限る。）の令和 8 年度における保険料率の算定のための所得の額の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号の規定を適用する。

（1） 令和 7 年中の給与等の収入金額が 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満である者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」とあるのは「（当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項の規定によって計算した金額に令和 7 年中の同条第 1 項に規定する給与等の収入金額から 55 万円を控除して得た額を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」という。）」とする。

（2） 令和 7 年中の給与等の収入金額が 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満である者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「（以下「合計所得金額」という。）」とあるのは「（当該合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第 2 項によって計算した金額に 10 万円を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」という。）」とする。

（3） 令和 7 年中の給与等の収入金額が 161 万円 9,000 円以上 190 万円未満である者の令和 8 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア及び第 12 号アに係る部分

に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「(以下「合計所得金額」という。)」とあるのは「(当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとする。以下「合計所得金額」という。)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和8年2月25日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保証額引上げに伴い、保険料段階の移動による事業計画への影響を考慮し、条例の一部を改正するものです。